

平成 29 年度「不法投棄撲滅強化月間」の設定について

1 目 的

本県における廃棄物の不法投棄については、近年、産業廃棄物の大規模な不法投棄は発生していないものの、引越しごみのような一般廃棄物の小規模な不法投棄は後を絶たない状況にある。

こうした廃棄物の不法投棄を根絶するため、県では平成 9 年度から、「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」を推進している。この取組の一環として、毎年 11 月に「不法投棄撲滅強化月間」を設定し、県民、事業者、及び行政が一体となって不法投棄対策を積極的に展開している。

今年度も、11 月 1 日（水）～11 月 30 日（木）を「不法投棄撲滅強化月間」とし、不法投棄を許さない地域環境づくりを推進する。

2 内 容

(1) 設定期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）～11 月 30 日（木）

(2) 標語

「不法投棄をしない！させない！許さない！」

(3) 広報

広く県民、事業者、市町村等に不法投棄撲滅強化を周知するため、県のたよりや県ホームページ等の媒体を活用して、広報を行う。

(4) 期間中の県の取組

県は、この期間中、不法投棄監視パトロールなどを重点的に実施する。また、事業者、各種団体、及び市町村に対して、この期間に合わせて、積極的に不法投棄防止に取り組むよう依頼する。

以上